

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成11年6月21日 制 定
令和4年4月22日 最終改正
一般社団法人 神奈川県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定めた、環境対応車導入促進助成金交付要綱によるものの他、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）が行う貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定め、もって環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 「環境対応車」とは、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金（「国の補助金」という。）交付要綱」の定義に該当するもののうち、別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。
2. 「事業者」とは、別に定める要件を満たす神ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「買取り」により導入し、かつ、神奈川県内で登録、使用するトラック運送事業者をいう。
3. 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。
 - ア 前項に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること
 - イ 月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること
4. 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
5. 「事業完了日」とは、新車の場合は新規登録の、使用過程にあるディーゼル車からの改造の場合は構造等変更検査の日付をいう。

(助成対象事業者等)

第3条 助成の対象となる事業者（「助成対象事業者」という）は、前条第2項及び第3項に定めた「事業者」及び「リース事業者」をいう。

2. 別に定める助成対象車両の種類によっては、条件を付することができる。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表に定める額とする。但し、国、地方公共団体等による補助があるときは、合計助成額が価格差を超えない範囲で助成を行うこととし、神ト協助成額を変更することができる。

2. 消費税等は助成の対象外とする。

(車両の登録等)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月8日までに登録を完了するものでなければならない。

2. 前項の登録は初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。)

(助成対象期間等)

第6条 助成対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月8日までに新規に登録された車両を助成対象とする。但し、上記期間内であっても令和4年度の予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(交付申請)

第7条 助成対象事業者は助成金の交付を受けようとするときは、所定の環境対応車導入促進助成金交付申請書を別に定める期日までに神ト協に提出しなければならない。

2. 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第8条 神ト協は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ全ト協へ提出し、全ト協の交付認定と併せて交付の決定を行い、様式1による環境対応車導入促進助成金交付決定通知書を速やかに助成対象事業者へ通知する。

2. 神ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 買取りによる導入のときは、事業者は助成対象事業の完了後25日以内または、令和5年3月10日までのいずれか早い日までに、様式2による環境対応車導入促進助成事業実績報告書を神ト協に提出しなければならない。

2. リースによる導入のときは、リース事業者は前項と同様の期日までに、環境対応車導入促進助成金請求書を神ト協に提出しなければならない。

3. 神ト協は、助成対象事業者の事業が完了したときは、全ト協が定める実績報告書を全ト協に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 神ト協は、前条第1項の実績報告書及び前条第2項の請求書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両が買取りによる導入の場合には全ト協と併せ事業者に対し、リースによる導入の場合には事業者の契約先のリース事業者に対し、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第11条 交付決定後、申請内容を変更するときは、助成対象事業者は速やかに様式3による環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を神ト協に提出しなければならない。

ない。

2. 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、助成対象事業者は速やかに様式4による環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を神ト協に提出しなければならない。
3. 神ト協は前項の届出書の提出があったときは、全ト協が定める届出書を全ト協に提出するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第12条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両の管理をしなければならない。

2. 助成対象事業者もしくは助成金の交付対象車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、神ト協及び全ト協は、当該車両に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りでない。
 - ①助成金の交付決定内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - ②事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - ③差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - ④事業者が神ト協を脱退したとき。
3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に助成対象事業者へ交付されているときは、神ト協及び全ト協は、助成対象事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。
4. 助成対象事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、様式5による環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書を神ト協に提出しなければならない。
5. 神ト協は前項の届出書の提出があったときは、全ト協が定める届出書を全ト協に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 助成対象事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ神ト協の承認を得た場合はこの限りでない。

- ①最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- ②最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

2. 助成対象事業者は、前項による処分が行われたときは、速やかに、様式5による環

境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書を神ト協に提出しなければならない。

(報告)

第 14 条 神ト協は、助成に関し、必要な報告を求めることができる。

(導入効果等の報告)

第 15 条 削除 (平成 2 8 年 4 月 1 2 日)

(その他必要な事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 平成 1 1 年 6 月 2 1 日制定
2. 平成 1 3 年 4 月 2 日一部改正
3. 平成 1 4 年 4 月 2 日一部改正
4. 平成 1 5 年 4 月 2 日一部改正
5. 平成 1 6 年 4 月 2 日一部改正
6. 平成 1 6 年 9 月 1 4 日一部改正
7. 平成 1 7 年 4 月 1 日一部改正
8. 平成 1 8 年 4 月 1 日一部改正
9. 平成 1 9 年 4 月 1 日一部改正
10. 平成 2 0 年 4 月 1 日一部改正
11. 平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日一部改正
12. 平成 2 1 年 4 月 2 2 日一部改正
13. 平成 2 2 年 4 月 2 6 日一部改正
14. 平成 2 3 年 5 月 2 0 日一部改正
15. 平成 2 4 年 4 月 2 6 日一部改正
16. 平成 2 5 年 4 月 1 7 日一部改正
17. 平成 2 6 年 4 月 1 8 日一部改正
18. 平成 2 7 年 4 月 1 3 日一部改正
19. 平成 2 8 年 4 月 1 2 日一部改正
20. 平成 2 9 年 4 月 1 0 日一部改正
21. 平成 3 0 年 4 月 1 2 日一部改正
22. 平成 3 1 年 4 月 9 日一部改正
23. 令和 2 年 4 月 2 4 日一部改正
24. 令和 3 年 4 月 1 6 日一部改正
25. 令和 4 年 4 月 2 2 日一部改正

別表 環境対応車導入促進助成金交付額（第4条関係）

I. 原則として国の補助金を併用することを条件とするもの

1. 天然ガス自動車（新車）＜価格差（注1）の1／6＞

（単位：円）

最大積載量	価格差	助成額
2トンクラス	730,000	122,000
4トンクラス	2,750,000	459,000

※バイフューエル車の助成額は、定額50,000円とする。

2. ハイブリッド自動車（新車）＜価格差の1／8＞

（単位：円）

最大積載量	価格差	助成額
2トンクラス	770,000	97,000
4トンクラス	2,680,000	335,000

3. 天然ガス自動車（使用過程車改造）＜定額助成＞

（単位：円）

最大積載量	改造費（注2）	助成額
2トンクラス	730,000	100,000
4トンクラス	2,750,000	

注1：国の定める「通常車両価格との差額」

注2：国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

※いずれも前年度実績に基づく額であり、国の定める額に変更がある場合は更新する。

※国・地方自治体等、合計助成額が価格差を超えない範囲で助成するものとする。

※上記の神ト協助成額は、1台あたりの上限額とし、最低助成額は10,000円とする。

※いずれも消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

1. 天然ガス自動車（新車）＜定額助成＞

（単位：円）

車両総重量	助成額
25トンクラス	500,000

2. ハイブリッド自動車（新車）＜定額助成＞

（単位：円）

車両総重量	助成額
25トンクラス	150,000

3. 電気自動車（新車）＜定額助成＞

（単位：円）

車両総重量	助成額
2.5トン超	150,000

環境対応車導入促進助成金交付要綱実施要領

令和4年4月22日
一般社団法人神奈川県トラック協会

1. 助成対象車両（第2条－1関係）

交付要綱第2条第1項の別に定める助成対象車両は、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。

（1）国の補助金を併用することを条件とするもの

国の補助金の交付要綱（令和4年3月31日付け国自技環第194号、国自旅第559号、国自貨第127号）第2条第三項に定められた事業に協調して助成を行うもの

- ①天然ガス自動車（新車新規登録自動車に限る）
- ②ハイブリッド自動車（新車新規登録自動車に限る）
- ③天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）

（2）国の補助金を併用することを条件としないもの

（1）以外のもの（新車新規登録自動車に限る）

- ①天然ガス自動車
- ②ハイブリッド自動車
- ③電気自動車

2. 事業者の定義（第2条－2関係）

事業者とは以下の要件を満たすものとする。

- ①事業者は、神ト協会員事業者を対象とする。
- ②会費の滞納がないこと。

3. 助成対象事業者（第3条－1・2関係）

本実施要領1（2）の③に定められた助成対象車両については、リースの場合は車両の使用者に対し、買取り場合は車両の所有者に対し、別途、下記の条件を付す。

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の事業者であること

4. 協調補助（第2条・第3条関係）

国・全ト協・神ト協の協調補助を原則とし、神ト協単独による助成は行わない。但し、本実施要領1（2）に定められた車両及び、やむをえず国の補助要件を満たせない車両（下記①～④）については、国の助成金の併用を条件としない。

- ①国の交付予定枠の申込みができなかった車両
- ②国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限等により内定通知がされなか

った車両

③国の補助台数要件を満たせない車両

④割賦により導入した車両

5. 助成金の交付額（第4条関係）

①令和4年度における助成金の交付額は、別表の「環境対応車導入促進助成金交付額」とする。尚、消費税等は助成の対象外とする。

②別表の「環境対応車導入促進助成金交付額」は1台あたりの上限額とし、地方自治体等の補助等がある場合に限り最低助成額は10,000円とする。

③前項に定めのない車種の助成金交付額は、別に定める。

6. 地方自治体等の補助がある場合（第4条関係）

①地方自治体等の補助等がある場合は、合計助成額が価格差を超えない範囲で助成するものとし、価格差を超過する場合は、その分の神ト協及び全ト協の助成額を減額する。

②神ト協最低限度額は10,000円とする。

7. 導入助成限度額（第4条関係）

①1社あたりの助成総額は150万円を限度とする。

②上記の①を超える申請については、1台あたりの助成額は①を申請総台数で除した額とする。また、その場合は事前に様式6による環境対応車導入促進助成事業導入車両計画書を提出するものとする。

8. 助成対象期間・申請期間（第6条・第7条関係）

①助成対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月8日

※上記期間に新規登録された車両を助成対象とする。

②申請期間 令和4年6月1日～令和5年1月31日

9. 申請方法（第7条関係）

原則として事前申請とする。但し、4月～6月に登録の車両については、事後の申請を認める。

尚、事後申請の場合の受付期日は以下のとおりとする。

①4月～5月に登録の車両 令和4年6月10日まで

②6月に登録の車両 登録日より20日以内

10. 留意事項

以下に該当するものについては、原則として助成しない。

①手形により支払われたもの。

②転貸リースにより導入したもの。

11. 交付要綱

「環境対応車導入促進助成金交付要綱」のとおり

年 月 日

一般社団法人 神奈川県トラック協会

環境対応車導入促進助成金交付決定通知書

環境対応車導入促進助成金交付要綱第 8 条に基づき、 年 月 日付けで交付申請された環境対応車導入促進助成金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 確認番号

2. 助成の内訳： 全ト協助成額 円・神ト協助成額 円

3. 助成金交付決定額： 円

※実際に支払う助成金は、実績報告書に基づきその額を確定します。

※国・地方自治体等の補助等がある場合は、合計助成額が価格差を超えない範囲で助成するものとし、価格差を超過する場合は、その分の神ト協及び全ト協の助成額を減額します。

年 月 日

環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書（買取り）

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
会社印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第 9 条に基づき、令和 4 年度分の助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

助成金額 円

（内訳）

（公社）全日本トラック協会助成	×	台
（一社）神奈川県トラック協会助成	×	台

- 1. 確認番号
- 2. 対象車両（1）車種
（2）種別（天然ガス自動車・ハイブリット自動車・CNG使用過程車改造・電気自動車）
（3）台数 台
- 3. 車両登録日 年 月 日
- 4. 車両登録番号
- 5. 助成金支払い先

.....
（普通・当座）

（口座名義人）

- ※添付書類
- ① 導入した環境対応車の自動車検査証の写し等
 - ② 車両代金支払いに係る領収書等の写し
 - ③ （電気自動車の場合）車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

様式3 環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書（第11条の1関係）

年 月 日

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

会社印

環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書

年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り変更することとしたので、環境対応車導入促進助成金交付要綱第11条に基づき届け出ます。

記

1. 確認番号
2. 事業所の名称
3. 変更内容

様式 4 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書（第 1 1 条の 2 関係）

年 月 日

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 殿

住 所
会 社 名
代表者名 会社印

環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書

年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り取り下げることにしたので、環境対応車導入促進助成金交付要綱第 1 1 条に基づき届け出ます。

記

1. 確認番号

2. 対象車両
- (1)種別（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・CNG使用過程車改造・電気自動車）
 - (2)車名及び車種
 - (3)型式
 - (4)台数 台

様式 5 環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書（第 12 条の 4 関係）

年 月 日

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
会社印

環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書

年度に導入した環境対応車については、環境対応車導入促進助成金交付要綱第 12 条に該当しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 確認番号

2. 事業所の名称

3. 導入方法 買取り ・ リース (いずれかに○)

4. 登録年月日 年 月 日

※（リース導入の場合）リース期間
 年 月 日 ～ 年 月 日（ ヶ月）

5. 車両登録番号

6. 処分等の内容

7. その他

- ・添付書類 事実確認ができる書類（写し）
- ・（リースの場合）リース会社および担当者連絡先を以下に記載

年 月 日

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

会社印

環境対応車導入促進助成事業導入車両計画書

環境対応車導入促進助成金交付要綱実施要領 7 に基づき、令和 4 年度の環境対応車導入
車両計画書について、下記のとおり提出します。

記

1. 導入予定車両

- | | | |
|----------|-------------|----|
| ・ハイブリッド車 | 2 t クラス (| 台) |
| | 4 t クラス (| 台) |
| | 2.5 t クラス (| 台) |
| ・CNG 車 | 2 t クラス (| 台) |
| | 4 t クラス (| 台) |
| | 2.5 t クラス (| 台) |
| ・電気自動車 | 2.5 t 超 (| 台) |

- | | | |
|--------------|---------|----|
| 2. 車検証の使用本拠地 | 横浜市内 (| 台) |
| | 川崎市内 (| 台) |
| | 神奈川県内 (| 台) |

3. 車両登録予定月 年 月～ 年 月